

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年霧島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じるため、本条例の所要の改

正をしようとするものである。